福井法人会 会報誌

WORTH

AUGUST 2020
vol. 78

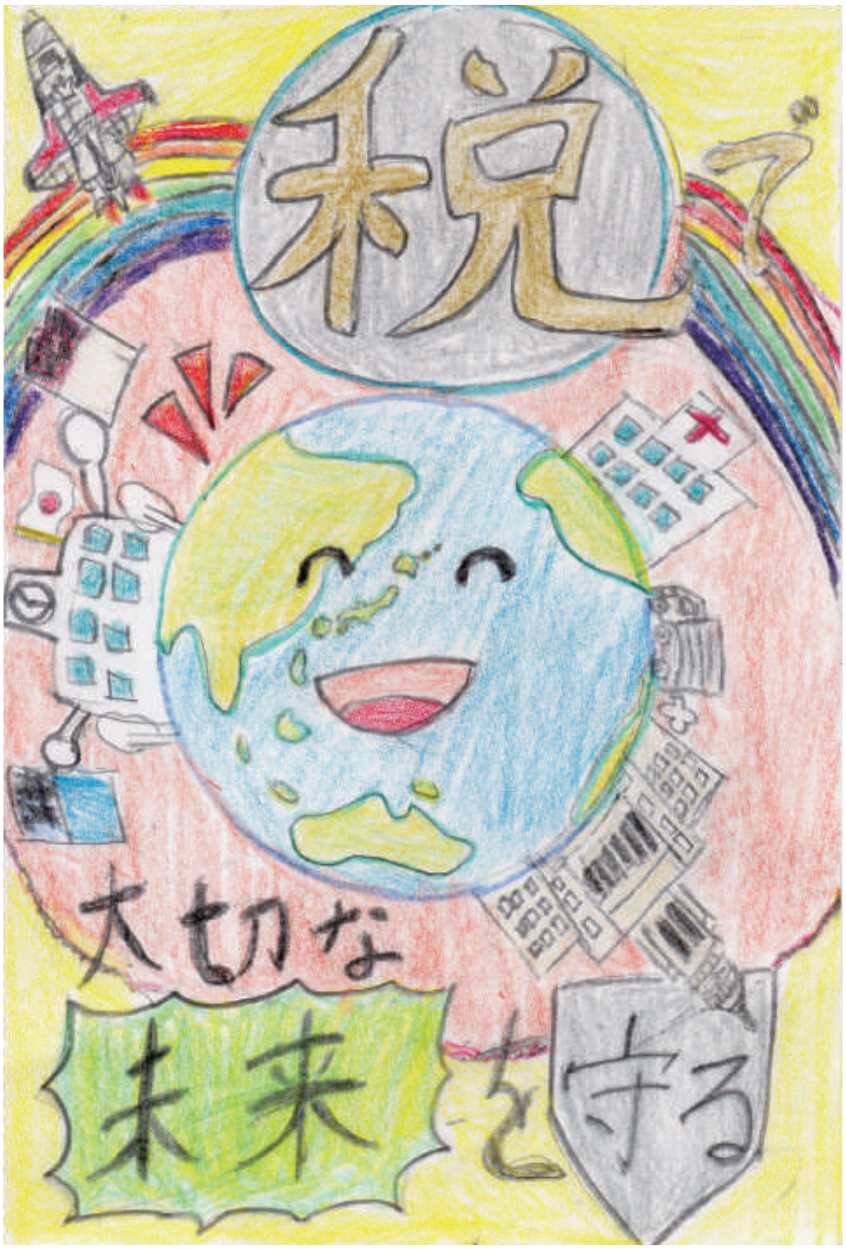

福井法人会主催　第10回　「税に関する絵はがきコンクール」
最優秀賞　春山小学校６年　**中川　悠** さん

CONTENTS

会長挨拶…… 1
税務署長挨拶…… 2
福井税務署長に聞く…… 3～4
税制改正要望事項…… 5～7
第９回定時総会／実務者セミナー… 8
絵はがきコンクール優秀作品… 9～10
令和２年度事業計画…… 11
青年部会だより／女性部会だより … 12
税務署からのお知らせ…… 13
社会貢献事業／支部事業／新入会員名簿… 14

会員様、それぞれの法人会活用を…

公益社団法人　福井法人会　会長　吉岡　正盛

この度の新型コロナウィルス感染症拡大におきまして、亡くなられた皆様には心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患されました皆様にもお見舞い申し上げます。

公益社団法人福井法人会会員の皆様には日頃より法人会活動に対しまして、ご理解とご協力を賜りますこと、心よりお礼申し上げます。

会長を拝命してから１年が経過しました。２年目に向けて何をすべきなのか考える間もなく、中国武漢発の新型コロナウィルス感染症が世界中に蔓延し、経済だけではなく私たちの生活様式そのものが大きな変貌を遂げることになりました。例えば、ステイホームが合言葉になって夜の繁華街でお酒を酌み交わすという当たり前だった光景が見られなくなってしまいました。大相撲やプロ野球などスポーツ観戦も無観客試合が続き、７月に入ってようやく制限有の観客試合が始まったばかりです。企業活動では世界中で人の動きが止まったことにより経済が急ブレーキ、売り上げの激減にさいなまれリーマンショックを超える不況が来るのではないかと不安を募らせています。その一方で、まだまだ先だと思っていたテレワークやオンライン会議が普通に行われるなど一足飛びの進化を遂げる場面も多々見受けられるようになりました。多くの飲食業ではお弁当の持ち帰りやデリバリーなど新しい業態が展開されました。私たち企業人は苦境に陥ってもやはり前を向いて力強く歩んでいかなければならないと思っています。法人会は健全な企業経営を目指すものの団体として様々なメニューの研修や事業を行っております。すぐに使えるインターネットセミナーも会員であれば誰でもいつでも無料で提供させて頂いております。（事務局へお問い合わせください。）どのように活用するかは会員お一人お一人が決めること、是非とも社員を巻き込んで頂き法人会をフル活用して頂ければ、必ずや皆様の経営の一助になるものと確信しております。この状況下、法人会事業運営も非常に困難ではありますが、「Yes　ZEI　Can！～税ならできる！～」を合言葉に、会員様それぞれがご自身に合った法人会活用方法を探してみてはいかがでしょうか。

結びになりますが、税務御当局をはじめ法人会活動を支えて頂いている保険会社各位、関係友誼団体の皆様に日頃の感謝を申し上げるとともに、会員企業の発展とご健勝、ご多幸をご祈念申し上げご挨拶とさせて頂きます。

ご　挨　拶

福井税務署長　**原　　善浩**

公益社団法人福井法人会会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、福井税務署長を拝命いたしました原でございます。

私は、福井県での勤務は初めてでありますが、豊かな自然に恵まれ、永平寺や朝倉氏遺跡等に代表されるように歴史的にも重要なこの地で勤務できますことを大変嬉しく思っております。

福井法人会の会員の皆様方には、日頃から法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜っておりますことを、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

福井法人会におかれましては、会員の積極的な自己啓発を御支援され、「税のオピニオンリーダー」として税知識の普及や納税意識の高揚に取り組まれるとともに、地域社会への貢献活動を活発に行うなど、幅広く事業活動を展開されておられます。

青年部会や女性部会におかれましても、「親子ふれあいステージ」と併せて行われている「親子税金クイズ」の開催や、「税に関する絵はがきコンクール」を実施されるなど、租税教育事業にも積極的に力を注いでいただき、大変心強く感じております。

そのほか、実務者セミナーや決算期別説明会などの各種研修会や講演会も数多く開催されており、このように幅広く活動を展開してこられた歴代会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

本事務年度におきましても、これまでの信頼関係を礎として、会員の皆様方との意思疎通を図りながら職務を遂行していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、近年の税務行政を取り巻く環境は、経済社会のＩＣＴ化やグローバル化が進展するなどにより大きく変化しております。

また、今年は「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い、これまでに経験したことがない未曽有の事態に直面しており、社会活動が大きく制限されている中、私どもとしましては、新たな生活様式の下で、納税者が「より便利に、よりスムーズに」適正な申告・納税ができる環境を整備していく必要があると考えております。

加えて、税務上の支援策等の丁寧な周知・広報等にも積極的に取り組んでまいる所存です。

例年にも増して税に関する国民の関心が高まる中、このような様々な取組を推進していくためには、税務行政の良き理解者である会員の皆様方のお力添えが必要不可欠であります。

今後とも、より一層の連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人福井法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝、事業の御繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

“福井税務署長に聞く”

福井税務署長　原　　善浩

1.　自己紹介をお願いします。

石川県小松市出身で、今回が初めての福井税務署勤務となります。
個人課税事務を振り出しに、酒税、消費税関係事務を中心に総務、法人課税事務にも従事してきました。

2.　税務署に入ったきっかけを教えてください。

大学進学を目指していましたが、模試の感覚で公務員試験を受験しました。
結局、志望外の税務大学校に入りました。規律は厳しかったですが、充実した研修カリキュラムに加え、初めての寮生活が新鮮で、楽しく思えるようになりました。

3.　新人の頃のエピソードがあれば教えてください。

大阪市内署の１年目は窓口と電話対応でした。状況次第で関西弁の方がスムーズに対応できたことが印象に残っています。相手の立場に寄り添うような気持ちで発した、初めての相づちの「ほんまに」の一声は、内心ビクビクでした。

4.　仕事で印象に残っていることは何ですか。

平成元年にＵターンして間税部門で消費税を担当しました。
消費税（税率３％）が導入された初年度でしたので、納税者の方々の不安を少しでも解消できるよう、相談や説明会などで汗をかきました。
３年前には消費税課長として、消費税率10％への引上げと軽減税率導入に向けて、各種団体に説明会開催を働き掛けるなど管内３県を走り回りました。

5.　仕事をする上で常に念頭においていることは何ですか。

渡辺和子著書のベストセラー「置かれた場所で咲きなさい」に習い、組織で仕事をする以上、自分の役割を理解し、ベストを尽くすことです。常に、自分の希望どおりの仕事には就けませんが、主体的に仕事に臨むことが「やりがい」につながると思います。

6.　日常生活で心がけていることがあれば教えてください。

自身や家族、職員の心身の健康が第一です。
自己管理をしっかりするとともに、特に、職員の顔色や体調の変化にも気配りしています。

7. 税務当局として今後の法人会に何を期待しますか。

法人会及び会員の皆様方には、日ごろから税務行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、景気の先行きが不透明という厳しい環境にありますが、今後とも「よき経営者を目指すものの団体」として、会員企業と地域社会の健全な発達に貢献していただきますとともに、税の啓発活動に積極的に取組まれている法人会の活動につきましては、大変心強く思っているところであります。

今後とも、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

【福井税務署長　略歴】

原（はら）　善浩（よしひろ）

生年月日	昭和35年５月19日（60歳）	
出身地	石川県	
略　歴	昭和54年４月	金沢国税局（採用）
	平成18年７月	金沢国税局 総務部 会計課 課長補佐
	平成21年７月	富山税務署 総務課長
	平成22年７月	金沢国税局 課税部 酒類業調整官（金沢税務署派遣）
	平成24年７月	小松税務署 副署長
	平成25年７月	金沢国税局 課税部 酒類業調整官
	平成26年７月	金沢国税局 課税部 筆頭酒類業調整官
	平成27年７月	金沢国税局 総務部 事務管理課長
	平成29年７月	金沢国税局 課税部 消費税課長
	平成30年７月	金沢国税局 課税部 酒税課長
	令和元年７月	金沢国税局 総務部 会計課長
	令和２年７月	福井税務署長（現職）

福井税務署人事異動（７月10日付）（法人会関係分）

（敬称略）

職　名	氏　名	前　任
署　長	原（はら）　善浩（よしひろ）	金沢国税局　総務部 会計課　課長
副　署　長	辻川（つじかわ）　雅章（まさあき）	留任
法人課税第一部門統括国税調査官	穴田（あなだ）　宣仁（のりひと）	小松税務署　法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税部門連絡調整官	田畑（たばた）　由香里（ゆかり）	小松税務署　総務課 課長補佐

令和３年度 税制改正要望事項

公益社団法人　福井県法人会連合会

1　はじめに

新型コロナウィルス感染が世界各地に拡大し、全く先行きが見通せない状況のもと、企業においては、感染症及びその蔓延防止のため営業自粛等種々の制約が課せられ、多くの企業が存続の危機となってしまうことが想定される。さらには、新型コロナウィルスの感染拡大がもたらした「ＡＩの活用や機械化」、「リモートワークの進展」など働き方に対する変化を余儀なくされてくる。

そんな中、2020年４月に閣議決定した「新型コロナウィルス感染症緊急経済対策」における税制上の措置に対応しつつ、政府に対して更なる税制上の措置を要望していくことが必要である。

2　歳入・歳出、税制・財政

（１）社会保障制度のあり方

イ　医療、介護、年金、雇用、子育て等のあり方を見直し、社会情勢の変化に対応した制度の実現と、みんなで支え合う取り組みが必要である。

ロ　社会保障の充実・安定化及び効率化、財政健全化の安定財源確保のためには、歳出面での厳格化が喫緊の課題である。

ハ　少子高齢化や人口減少傾向のなか、持続的な社会保障制度の確立のための財政健全化は、増収と同時に支出の抑制が必要であり、公平な税負担の実現と、行政改革により更なる無駄の削減を一層進める必要がある。

（２）行財政改革の徹底

イ　国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。

ロ　国・地方公務員定数を削減し、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

ハ　公益法人、独立行政法人に対する補助金は、真に必要なものだけに限定すること。

ニ　国と地方の二重行政を極力排除し、経費の効率使用に努めること。

ホ　民間でできるものは極力民間にまかせ、積極的な民間活力導入を行って、国・地方自治体のスリム化を図ること。

ヘ　課税標準を同じくする法人税、所得税、事業税、都道府県民税、市区町村税の申告・納税を一本化し、徴税コストの削減と納税者の利便性の向上を図ること。

ト　議会制を継続することが困難な町村は、令和の大合併等を国が主導して実施すべきである。

チ　所得再配分の観点から所得税、法人税の見直しが必要。給与が上昇しても可処分所得が増えないのでは内需拡大につながらず、デフレ脱却にはならない。

リ　行政委員会の委員手当は日当制とし非課税とすること。

3　経済

（１）中小企業対策

イ　起業の促進、雇用の拡大、後継者の確保等活性化のための税の優遇は必要であるので抜本的な施策を講ずること。

ロ　必要な公共事業（インフラの整備等）は凍結せず行うこと。

ハ　ＡＩ社会到来が見込まれる中、それに対応する企業の人材育成に係る税制優遇策を創設すること。

ニ　新型コロナ影響による経済の落ち込みに対する税制の猶予策、収束後の全方位の税率軽減や助成金拡充など複合政策の速やかな実践。

4　国と地方

（１）地域間格差・地方創生

イ　都会と地方の所得格差は著しいものがあり、地場産業を振興させる税の優遇措置を図ること。

ロ　東京一極集中の是正。

ハ　交通体系の更なる整備は、企業のコスト削減となり地方活性化につながる。

5　国税・地方税

（1）法人税

イ　国際競争力強化のため、また企業の海外転出防止のために法人税の実効税率（特に地方法人二税（法人住民税・法人事業税））のさらなる引き下げを求める。

ロ　法人税実効税率の引き下げに見合う財源確保については、税制の公平性と透明性の観点から、租税特別措置法を見直すべきである。しかしながら課税ベース拡大にあたる当該見直しは慎重にすること。

ハ　中小企業の軽減税率適用所得金額を引き上げること。

ニ　退職給与引当金は将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入れについて損金算入を認めること。

ホ　電話加入権を減価償却資産に変更し、損金算入を認めること。

ヘ　少額減価償却資産の取得価額の損金算入額の上限を撤廃すること。

ト　中小企業の持っているモノづくりの良さ（技術）を活性化させる税制制度の創設を望む。

チ　宗教法人への課税強化、政治団体の優遇見直し。

（2）個人所得税

イ　生命保険料控除のうち個人年金保険料と介護年金保険料は全額控除対象とすること。

ロ　所得控除全般が複雑なため整理・合理化を図り簡潔にすること。

ハ　少子高齢化・人口減少の中で、今後も持続可能な社会を実現していくためには、一方で働き方改革、もう一方で働き盛りや子育て世代、若い世代の税負担を軽減するといった対策や、各種控除等の見直しをより一層進めること。

（3）資産課税

イ　若い世代への資産移動を促すために贈与税の基礎控除を引き上げること。

ロ　非上場株式（取引相場のない株式）の評価については、実情に即した評価方法・評価額とすること。また、当該株式に係る納税猶予制度については、更なる円滑な事業承継を行うためにその制限を緩和すべきである。

ハ　事業承継において、事業用資産、株式等は他の一般資産と切り離し、事業用資産、株式等への課税を軽減する税制を創設すること。

（4）消費税

イ　増税後は経済・消費の落ち込み、新型コロナの影響も重なっており、期間限定した全品目に軽減税率を適用すること。

ロ　他の税目で課税されているものには消費税を二重に課税しないこと（タックスオンタックス）。

ハ　社会保障制度の充実策で増税は評価できるが、軽減税率は廃止して単一税率にすること。

（5）印紙税

イ　現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式・内容が変化し電子決済等でペーパーレス化している。文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので廃止すべきである。

（6）地方税

イ　エコカー減税（自動車取得税等）については、種々の要件を廃して完全実施とすること。

ロ　固定資産評価額（課税標準額）については、取引されている市場価格等の実勢価額で評価すること。また、特に建物については、経年により減価するので実態に即した評価額とすること。

ハ　空家等対策の推進に関する特別措置法により、固定資産税の増加、さらには住宅解体費用の捻出等といった問題が懸念される。他に効果的措置がないか検討すべきである。

6　原発対策・震災復興

イ　原子力発電所立地地域では原発関連産業に依存している割合が高いので、再稼働できないときは税制面において何らかの支援措置を講ずること。
（イ）地域企業の設備投資資産に係る固定資産税の軽減措置
（ロ）原発関連技術力の流出防止（人材確保等）のため助成金制度の設置

ロ　地域社会からの要請で再稼働する場合は、安全面おいて誰もが納得できる対策等を講じ周知徹底を図ること。
ハ　大規模災害からの復興対策において、農林業と比して商工業への対策が見劣りするので改善すること。

7　その他

（1）租税教育

イ　小中高校生に対する正しい税についての教育は重要であり、租税教育を行うことについて民間団体を大いに活用すべきである。
ロ　学校教育において、税に関する作文・ポスター作り・討論会等を取り入れて、租税の必要性を育むため義務化とすべきである。
ハ　地方の教育環境の充実を図るための優遇税制を設けること

（2）地方拠点強化税制

イ　本社機能移転法人には、法人税、固定資産税の優遇措置をより大きくして移転促進を図ること。

（3）環境税の創設

イ　自然災害準備金として税金の使途は地球温暖化による自然災害の復興に充てる。

第９回定時総会

公益社団法人福井法人会は令和２年５月19日、福井商工会議所ビルのコンベンションホールにて、定時総会を開催した。

議事は、令和元年度収支決算報告、令和元年度事業報告の議案を審議し満場一致で承認され、令和２年度事業計画及び収支予算が報告された。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、出席者の健康面･安全性を考慮し、功労者表彰、記念講演会、会員懇親会を中止し、総会の時間を短縮して開催することとした。

実務者セミナー

「令和２年度実務者セミナーを開催」

社会貢献事業の一環として、会員企業の日頃の実務に役立つテーマを題して８回にわたりセミナーを開催します。

今年度の日程・内容・講師は次のとおりです。

①２年７月28日㊋　「実務者が知っておきたい最新の助成金情報（コロナ対策助成金等）」
社会保険労務士　髙村欣実 氏

②　８月26日㊌　「令和２年度税制改正、納税猶予制度の特例等」　税理士　髙間勝徳 氏

③　９月29日㊋　「税務調査のチェックポイントⅠ」　税理士　髙間勝徳 氏

④　10月22日㊍　「税務調査のチェックポイントⅡ」　税理士　髙間勝徳 氏

⑤　11月27日㊎　「コロナショックで実務者が知っておきたい雇用契約終了時のポイント」
特定社会保険労務士　井上徳彦 氏

⑥　12月16日㊌　「改正民法のポイント」　弁護士　網谷　威 氏

⑦３年１月26日㊋　「実務者が知っておきたい働き方改革（新しい生活様式の中で）」
特定社会保険労務士　井上徳彦 氏

⑧　２月18日㊍　「労働法で押さえるところ」　弁護士　網谷　威 氏

いずれも開催場所は福井県自治会館、時間は13時30分～15時30分となっております。
受講をお持ちしています。

※注⑴講師等の都合によって、日時等が変更になる場合があります。
⑵今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、開催の変更があります。
⑶受講者が多数の場合、午前と午後に分けて開催します。

第10回 税に関する絵はがきコンクール

女性部会の主管で「税に関する絵はがきコンクール」を実施した。これは、当会の事業の一つである租税教育活動の一環で、小学生に税に対する関心をより深めてもらう目的で、小学６年生を対象に行ったものである。今回は福井市と永平寺の小学校30校から1,211点の応募があった。

その作品から、国･市町の税務関係者、絵画専門家及び当会の役員らが厳正に審査を行い、最優秀賞１点、優秀賞11点、佳作25点、入選55点を選んだほか、学校賞として応募作品が多かった21校を選んだ。

また、最優秀賞と優秀賞に選ばれた児童への表彰式は２月22日(土)にユアーズホテルフクイにて行い、入賞作品は２月25日から福井春山合同庁舎、福井市役所、永平寺町立図書館などで巡回展示した。

最優秀賞

春山小学校６年　**中川　悠** さん

福井税務署長賞

中藤小学校６年　**川村ゆりな** さん

福井市長賞

和田小学校６年　**花田　彩光** さん

永平寺町長賞

志比小学校６年　**野路はるひ** さん

福井法人会女性部会長賞

松岡小学校６年　**小山　碧月** さん

福井法人会長賞

文殊小学校６年　**田中　陽悠** さん

表彰式

審査風景

福井市租税教育推進協議会長賞

中藤小学校６年　**松浦　怜夢** さん

福井新聞社長賞

酒生小学校６年　**岡林　大知** さん

福井テレビ社長賞

木田小学校６年　**佐々木真彩** さん

永平寺町租税教育推進協議会長賞

志比小学校６年　**小原あゆ莉** さん

福井ＦＭ放送社長賞

啓蒙小学校６年　**竹下　珈花** さん

福井放送社長賞

日之出小学校６年　**上栗　千奈** さん

令和２年度の事業計画の主なもの

総務委員会

社会貢献事業

1　親と子のふれあいステージ
　1月23日(土)　フェニックスプラザ

2　支部の事業
　各支部において地域の他団体との協賛事業

3　県連の事業
　(1)　ひよこ手帳キャンペーン
　(2)　キッズ防犯ブザープレゼント

租税教育事業

1　青年部会の事業
　税金教室　管内小学校
　親子税金クイズ（1月23日(土)　フェニックスプラザ）

2　女性部会の事業
　税に関する絵はがきコンクール（11月～1月に募集）
　紙芝居
　税金教室

3　支部の事業
　紙芝居と税金クイズ
　（各支部のイベント会場）

組織委員会

組織基盤強化・維持
　支部役員による法人会員の加入勧奨を積極的に行い、合せて退会の未然防止に努める

税制委員会

1　税制改正要望意見等の集約　4月～5月
　令和３年度税制改正に向けてのアンケート集約と改正要望意見のとりまとめ

2　関係機関への要望等　10月～11月
　全法連でまとめた要望・提言を県選出の国会議員、地方自治体の首長・議会議長に要望書を手交

広報委員会

1　会報「WORTH」の発行
　８月下旬と１月下旬

2　ファックス通信「福井法人会ニュース」の発信
　毎月１回

3　ラジオＣＭ放送
　10月～11月　ＦＭ福井

研修委員会

1　実務者セミナー
　７月～２月　毎月１回　計８回　福井県自治会館

2　決算期別説明会
　10月、２月　計２回　福井県自治会館

3　聴いて得するセミナー

4　著名人による講演会
　（税を考える週間）

5　オンデマンドサービス
　インターネットからのセミナー受講

6　小冊子の配付
　税務、経営その他の参考図書

厚生委員会

1　人間ドック受診料の助成

2　PET健診の料金割引制度
　福井県済生会病院と福井大学医学部附属病院
　一般料金の5%割引

3　福利厚生制度推進
　大型保障制度、ビジネスガード、がん・医療保険

4　貸倒保障制度（取引信用）保険
　三井住友海上火災保険

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、変更・中止されることがあります。

青年部会だより

税金教室

毎年小学校高学年を対象に行っている税金教室を、今年度も令和元年11月28日(木)志比南小学校を皮切りに、12月10日(火)中藤小学校、令和２年１月21日(火)大安寺小学校の３校で開催いたしました。まず始めに川口会長の挨拶にて税金の大切さを小学生に伝えました。その後アニメーションを視聴し、税金が無いと公共のサービスが賄われない事、税金によって社会が安定している事を学んでもらいました。その後青年部総務・租税教育委員会メンバーによって、国民の三大義務である納税や税金の種類等をクイズ形式で楽しく学んでもらいました。終盤には寸劇を交えての１億円の重さを体験でき、子供たちは楽しみながら、積極的に税について勉強しており、税金の大切さをしっかりと伝えることが出来ました。(大谷)

親子ふれあいステージ・税金クイズ

令和２年１月18日(土)に福井フェニックスプラザ大ホールにおいて、「親子ふれあいステージ・税金クイズ」が盛大に開催されました。小学生とその父母らが参加し総勢900名を超える参加人数で、会場は大いに盛り上げりました。この事業は租税教育の一環としての活動であり、子供たちに税金の仕組みや大切さをわかりやすく理解してもらうために毎年開催されています。今年度の親子ふれあい事業は、川口会長の挨拶に始まり、租税教育アニメ「けんたくんの大冒険」を上映したあと、青年部総務･租税教育委員会メンバーが中心となり企画･運営する「税金クイズ」が行われました。税に関する○×クイズの出題に対し小学生は一問一問真剣に問題を聞いて回答し、正解すると大きな歓声を上げ、盛り上がっていました。クイズのあとは、サーカスエンターテインメントショー「ブラビッシモ！！」が開催され、素晴らしい技と楽しい演出で子供も大人も大はしゃぎで喜んでいました。(内田)

女性部会だより

私たちは税のオピニオンリーダと
働く女性のコミュニケーションの場として
企業の繁栄と社会への貢献を目標にしています。

小学校へ税金教室

租税教育

次世代を担う子供たちへの租税教育に力を入れています。
モットーはわかりやすさ！

R2.1.28　清水東小学校税金教室

クイズで税金　積極的に参加

ワクワクする体験コーナー

新春講演会

コミュニケーション

１年の始まりは、学びと、笑顔の輪が広がる。

R2.2.7　八雲迎賓館

「食育と健康について」学ぶ

民謡は共通の思い出

新型コロナウイルス感染症の影響により

国税の申告・納付が難しい方へ

（法人・個人のすべての方が対象）

期限までの申告が難しい方

・申告期限を **延長する制度** があります。

・延長の申請については **柔軟に対応** しています。

・申告期限の前だけでなく、期限を過ぎた後でも、延長の **申請が可能** です。

詳しくはこちら ➡ 国税庁 検索

※地方税の取扱いについては、都道府県・市区町村にお尋ねください。

資金繰りで納付が難しい方

・申請により納税を猶予する制度があります。納税が猶予されると、**延滞税が軽減又は免除** されます。

＼まずは／

「金沢国税局猶予相談センター」にお電話ください（フリーダイヤル）

0120−948−364

【受付時間】8:30～17:00（土日祝日除く。）

詳しくはこちら ➡ 国税猶予 検索

※地方税や社会保険料についても同様の制度があります。

「納税の猶予」や「納税証明書」の申請・請求は、郵送やインターネットでもできます。

税務署での面接相談は事前予約が必要となります。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある税務相談などで、職員との面接による個別相談を希望される方は、所轄税務署に電話で相談日時を予約してください（確定申告期等（１月～３月）の所得税等申告相談の事前予約は不要です。）。

なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な質問、相談については、『電話相談センター（所轄の電話番号 ⇒ 音声ガイダンス「１」番を選択。）』において国税局の職員がお答えいたします。

【問合せ先】福井税務署　TEL：23-2690（自動音声案内）

社会貢献事業

「親子ふれあいステージ」

日時：令和２年１月18日(土)
・第１部　税金クイズ(青年部会主催)
・第２部　サーカスエンターテイメントショー　ブラビッシモ!!
会場：フェニックスプラザ大ホール

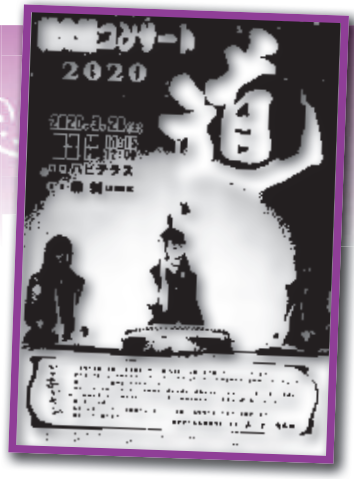

支部の事業活動

地域密着の社会貢献

中央支部

ハピテラス／令和成２年３月28日(土)

和太鼓コンサート「道 2020」

新入会員名簿

(令和２年２～７月)　　※五十音順

法　人　名	業　　種	支　部　名
(有)インテリアおおつか	内装仕上げ業	永　平　寺
(株)ＦＰパートナー	保険業	宝　　永
(株)Ｃｏｕｒａｇｅ	販売	森田河合川西
社会福祉法人育幼福祉会	認定こども園	社
社会福祉法人和田保育園	幼保連携型認定こども園	和　　田
(有)中伸工業	金属加工	木　　田
(株)のしさん	ビルメンテナンス	和　　田
(株)ハグ・オザワ	眼鏡企画販売	東　　部
(株)八や	飲食店	順　　化
晴々舎（合同）	介護事業	明　　新
(株)リビック福井	ＬＰガス販売・卸売	森田河合川西
(有)和田	電気機械器具製造	社

T&D
T&D保険グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障

企業保障約37万社
※2018年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

ポーター賞 2004年受賞

DAIDO 大同生命保険株式会社　福井支社/福井県福井市中央3-3-23(北陸中央ビル7F)　TEL 0776-24-2269

AIG
企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ
AIG損保

AIG損害保険株式会社
URL:http://www.aig.co.jp/sonpo

お問合せ先
福井支店
〒910-0023
福井市順化 1-21-1　ニッセイ福井ビル 5F
TEL.0776-22-1552　FAX.0776-22-5513
午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。　(B-152295 2020-01)

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!
法人会会員企業にお勤めの皆さまへ
ネット医療相談サービスのご案内

Aflac
本サービスは、アフラックの提携先（株式会社メディカルノート）が提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円（月額・税込）になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。
記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

Medical Note　お問い合わせ　株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp

発行
公益社団法人 福井法人会
〒910-0006 福井市中央3-3-23 北陸中央ビル3F
TEL 0776-27-0100／FAX 0776-27-2499／http://www.fukui-houjinkai.or.jp